

事務連絡
令和4年11月9日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、令和4年度における取扱いをお示し、特別調整交付（補助）金で財政支援する予定である旨を連絡したところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年度における保険料（税）の減免に係る財政支援について、下記のとおり保険料（税）減免総額の10分の10に相当する額を特別調整交付（補助）金により交付する予定です。当該内容も踏まえて、保険料（税）の減免措置の実施について検討いただくよう、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）及び補正予算には、財政支援について盛り込まれているものではないですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、特別調整交付（補助）金で対応するものである旨を申し添えます。

記

財政支援の割合については、特別調整交付（補助）金の交付基準を別途通知することとしているが、概要は以下のとおりとする予定であること。

(市町村)

事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料(税)であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料(税)の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。

事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和3年度以前相当分の保険料(税)額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を特別調整交付金により財政支援する予定であること。

(国保組合)

事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を特別調整補助金の交付対象とする予定であること。

事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和3年度以前相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に納期限が到来するものについても、その全額を特別調整補助金により財政支援する予定であること。